

第 39 回 盛岡市玉山区地域協議会 議 事 録

盛岡市玉山区地域協議会

第 39 回盛岡市玉山区地域協議会

日 時 平成 24 年 6 月 1 日 (金)
15 時 00 分 から
場 所 玉山総合事務所 3 階 大会議室

次 第

1 開 会

2 会長あいさつ

3 区長あいさつ

4 議事録署名員の選出

5 議 事

(1) 報 告

報告第 1 号 合併調整項目に係る調整状況の報告について

(説明者：企画調整課 古館課長)

報告第 2 号 地域協働実施地区の募集について

(説明者：地域協働推進事務局 菊池主幹)

報告第 3 号 好摩地区社会体育施設整備について

(説明者：スポーツ推進課 佐藤課長)

(2) 審 議

ア 諮問事項

審議第 1 号 玉山区における社会体育施設使用料の減免基準の見直しについて

(説明者：スポーツ推進課 佐藤課長)

イ 自主的審議事項

審議第 2 号 委員提案事項について

「玉山区民の利便性向上と I G R の利用拡大について」

6 そ の 他

7 閉 会

盛岡市玉山区地域協議会委員名簿

任期:平成24年2月13日～平成26年2月12日

	氏名	所属団体等
委員	伊香信子	玉山区交通安全母の会連合会 会長
委員	岩崎隆	元岩手県農協青年組織協議会 会長
委員	右京富弥	盛岡市社会福祉協議会 副会長
委員	小橋弓子	公募委員
委員	駒井元	盛岡市環境審議会委員
委員	齋藤勲	玉山区自治会連絡協議会 会長
委員	桜輝夫	公募委員
委員	佐々木由勝	元岩手県二戸振興局農政部長
委員	竹田アサ	玉山区芸術文化団体連絡会理事
委員	千葉進	盛岡商工会議所玉山地域運営協議会 会長
委員	津志田貞子	元市議会議員
委員	福田稔	新岩手農業協同組合 代表理事組合長
委員	松坂幸美	渋民中学校PTA会長
委員	皆川ミエ子	盛岡市上下水道事業経営審議会委員
委員	村山美栄子	巻堀地区民生児童委員協議会 会長

本議事録が正確であることを証し，下記に署名する。

平成24年8月21日 議事録署名員

駒井元 

平成24年8月21日 議事録署名員

齋藤勲 

議 事 録

○ 会議概要

1 会議名

第39回盛岡市玉山区地域協議会

2 開催日時

平成24年6月1日（金） 15時00分から17時51分

3 開催場所

玉山総合事務所 3階 大会議室

4 出席者 (37名)

委員：福田稔 委員（会長）、右京富弥 委員（副会長）

（14名） 伊香信子 委員、岩崎隆 委員、小橋弓子 委員、駒井元 委員、齋藤勲 委員
桜輝夫 委員、佐々木由勝 委員、竹田アサ 委員、津志田貞子 委員
松坂幸美 委員、皆川ミエ子 委員、村山美栄子 委員
（欠席者 千葉進 委員）

市側出席者：萬事務長

（23名） （市長公室）古舘企画調整課長、森田企画調整課副主幹兼計画係長
吉田企画調整課副主幹兼政策調整係長、山本企画調整課主任
菊池地域協働推進事務局主幹、伊藤地域協働推進事務局主査
（市民部）佐藤スポーツ推進課長、川原スポーツ推進課長補佐
畑澤スポーツ推進課主任
（玉山総合事務所）佐々木参事兼総務課長、高橋税務住民課長
佐藤健康福祉課長、大澤産業振興課長
千葉参事兼建設課長
（渋民公民館）竹田館長
（玉山学校給食センター）北田所長
（農業委員会事務局玉山分室）畠山主幹
事務局（玉山総務課）：佐々木主任主査、吉田主任、加藤主任
佐藤主任

5 傍聴者

高橋和夫市議

マスコミ取材2社 盛岡タイムス、岩手日報社

○ 会議内容

1 開会

(萬事務長) それでは、定刻になりましたので、開会させていただきます。最初に、私この4月から総合事務所の事務長を仰せつかりました萬と申します。よろしくお願ひいたします。

それでは、ただいまから第39回盛岡市玉山区地域協議会を開会いたします。

本会は委員の総数の半数以上で会議が成立するという規定になってございます。現在委員15名中13名の出席をいただいております。なお、村山委員さんは若干おくれるという事前のご報告がありましたが、現在13名ということで本日の会議が成立していることをご報告いたします。

2 会長あいさつ

(萬事務長) それでは、最初に福田会長からごあいさつをお願いいたします。

(福田会長) ご苦労さまでございます。第39回の玉山区の地域協議会を皆様方にご案内を申し上げましたところ、大変お忙しいところご出席をいただきましてまことにありがとうございます。いよいよ6月に入ったわけでございます。いよいよ夏本番という、近しを思わせるきょうはまた上天気でございます、暑いくらいの日でございます。ご出席まことにありがとうございます。

我々玉山区におきましては農業が主体になっておるわけでございますが、大方田植え作業も終わりに近づいておるというような状況でございます。今年度の田植えの時期は非常に天候にも恵まれたというような感じでございまして、成育状況もすこぶるいいような感じに見受けられます。こういう天気が秋まで続いてよしとする1年であればいいがなというような思いは皆さんと同様でございます。

そういう時期ではございますけれども、今最も農家、現場サイドにおきましては大変な時期を迎えておるわけでございまして、言わずともこの東電の原発事故というものが大きく生産現場にのしかかってきておるわけでございます。この後遺症もまだまだ継続するわけでございますが、セシウムの検出というものは、非常に生産物に対して大きくその影響を及ぼしておるわけでございまして、特にも畜産、酪農関係におきましては今最も大事な牧草の収穫の時期でございます。これら等につきましても既にセシウムが検出されておることによって代替飼料を給与しておるわけでございますが、酪農関係におきましてはさらにみずからがよしとする生産物を供給するために基準値をさらに引き下げながら、これをもって消費者にアピールをする、そして安全性を訴えたいという思いがあるわけでございますけれども、なかなかこのことも実施には至らないというような状況でございます。特にも代替飼料をいかに供給するかということが最も大事なわけでございまして、これら等について非常に今苦境に立たされておるわけでございます。いずれそういう時期をとらえながら、生産現場はよしとする粗飼料を生産しなければならないわけでございますけれども、いかんせんこの事態は進まずにおるというような状況でございます。非常に遺憾

に思っておるところでございます。しかしながら、このことも一つ一つクリアしていかなければならないわけでございますので、我々としても行政と一体となった取り組みを進めていかなければならないと、こう思っておるところでございます。

非常にそういう面で今後生産される生産物、野菜等もあるわけでございますが、それぞれ山菜関係等におきましても、あるいは原木シイタケ関係につきましてもみずから検査をしておるわけでございますが、若干なりともそういうものが出てくる。出てくれば消費者はこれは求めないというようなことございまして、まさにゼロを表面に出さなければならないというのが現状でございます。そういう苦境にありながらも精いっぱい努力しておるのは今現場の方々でございます。

さて、そういう面ばかりではなくして、やはり当玉山区におきましてもいろいろと課題を持っておるわけでございますが、さきに開催されました、5月12日にはオオヤマザクラまつりが開催されたわけでございますが、しかしながら悪天候にもめげず大変な盛況でございまして、500名ほどの来場者があったと聞いてございます。市長さんもみずから観光拠点として今後大いにPRするということを言っておるわけございまして、やがては日本一のオオヤマザクラの里ということになっていくのではないかなというような思いでございます。

きょうの協議会につきましては、今年度初めての協議会でございますけれども、新たに区長となられました川村裕さんを、あるいは事務長さんとなられました萬明夫さんをお迎えしてのきょうの開催でございます。ひとつ皆様方からもよろしくお願いを申し上げたいと、こう思うわけでございます。

本日の議題につきましては、ご案内を申し上げますとおり、報告につきましては3件、審議につきましては2件でございますが、この合併調整項目にかかわる調整状況や好摩地区社会体育館施設整備について担当課から説明をいたさせます。委員からもいろいろとご提案あるわけでございますが、これら等についても熱心にご協議を賜りながら、この会議を進めていただければと、こう思うわけでございます。

皆様のご忌憚のないご意見をいただきながら、この協議会をスムーズに進めさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いを申し上げまして、簡単でございますけれども、開会に当たりましてのあいさつにかえさせていただきます。よろしくお願いをいたします。

(萬事務長) どうもありがとうございました。

3 区長あいさつ

(萬事務長) それでは、続きまして、川村玉山区長からごあいさつを申し上げます。

(川村区長) この4月から玉山区長を仰せつかっております川村でございます。どうぞよろしくお願いをいたします。委員の皆様方には何かとご多用のところ、第39回玉山区地域協議会にご出席をいただきましてまことにありがとうございます。前々回にも出席させていただきましたが、このたび玉山区長として初めての地域協議会ということになります。玉山区

住民の声を代表する当協議会のご意見を市政に反映できるよう努力してまいり所存でございますので、今後ともご指導、ご協力をよろしくお願い申し上げます。

さて、24年度もちょうど2カ月が経過いたしました。今年度計画しております事業につきましても着実に進められてきているところであります。また、ご案内のとおり先日東北六魂祭が当盛岡市を会場に2日間にわたり開催されたところであります。東北六大祭りのパレードなどが披露され、全国各地から多くのお客様にお越しいただき、盛況のうちに無事終えることができました。来客数は2日間で24万3,000人との発表がありましたが、皆様方のご理解とご協力のもと、円滑に運営できましたことに心から感謝を申し上げます。今回祭りにいらしたお客様、あるいは運営に携わった皆様の思いが昨年の震災で被害に遭われた皆様へ伝わり、復興への歩みが引き続き力強く進んでいくことを願う次第であります。

一方玉山区におきましても、先月は日戸オオヤマザクラまつり、姫神山山開きと各種行事が開催されております。また、あす6月2日には姫神ホールを会場に「啄木祭・没後百年記念フォーラム」が開催されるところであります。ご承知のとおり、ことしは啄木没後100年に当たり、各種の記念事業が予定されております。あすの啄木祭記念フォーラムもこの記念事業の一環として開催されるものであります。委員の皆様にもぜひご参加いただければというふう存じております。

本日は報告事項3件、諮問事項1件と自主的審議事項1件を協議していただくこととなります。委員の皆様方の忌憚のないご意見をご期待申し上げます。開会に当たってのあいさつとさせていただきます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

4 議事録署名員の選出

(萬事務長) それでは、次に次第の4になります。議事録署名員の選出でございますが、ここからは福田会長に議長を務めていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

(福田会長) それでは、4番の議事録署名員の選出でございますが、当職によりご指名申し上げたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」 の声)

(福田会長) それでは、私のほうからご指名をいたします。駒井元委員さん、齋藤勲委員さん、ご両名をお願いいたしますので、よろしくお願いいたします。

5 議 事

(1) 報 告

(福田会長) それでは、議事に入りますが、本日のこの会議は公開としてございますので、よろしくお願いいたします。

(1), 報告でございますが、報告第1号合併調整項目に係る調整状況の報告について、企画調整課、古舘課長さんよりお願いいたします。

(古舘課長) 企画調整課長の古舘と申します。よろしくお願ひいたします。私のほうからは、合併調整項目に係る調整状況の報告についてでございます。あわせまして、合併関連でございますので、本日資料のほうをご提供させていただいておりますけれども、前回の地域協議会のほうで合併特例債についてご質問をいただいておりますので、それについてもご説明させていただきたいというふうに思います。

それでは、初めに合併調整項目に係る調整状況の報告でございます。お手元の資料をごらんいただきたいと申します。平成17年3月に締結しております合併協定、これの調整方針に基づきまして平成17年度に取りまとめた調整項目についてでございます。昨年5月にもご報告しておりますけれども、それ以降の状況について報告いたすものでございます。

1番目の事務事業調整項目の調整状況でございます。915項目あるわけなのですけれども、統合済み、統合予定、調整中、現行どおり、その他という区分でございます。その他は、団体等の廃止なども含んでいるものでございます。この中の統合予定、調整中のものがそれぞれ2件と5件ということで資料1、それから資料2に詳しく資料を添付してございます。

初めに、資料1のほうをごらんいただければと思います。資料1のほうは統合予定であった項目の調整協議状況でございます。2項目ございまして、昨年と同様の内容となっております。1つ目が選挙時の事務、開票所に関するものでございますけれども、これにつきましては衆議院議員総選挙の開票所は国の選挙区見直し後に統合予定としておりまして、まだ見直しがなされておられませんので、昨年同様の内容となっております。

2つ目でございます。農業農村整備事業計画でございます。これにつきましては、策定に向けて準備を進めているというふうな状況でございます。現在農業振興地域整備計画の見直しを担当課のほうで進めておりまして、これに合わせて策定する予定であるということで統合予定というふうになっているものでございます。資料1については、以上でございます。

次に、裏面の資料2をごらんいただきたいと申します。資料2のほうは、調整中であった項目の調整協議の状況でございます。5項目ございまして、昨年度同様調整中というものでございます。1つ目が自衛隊協力会事務、2つ目が婦人防火クラブ・婦人消防協力隊、3つ目が飲料水供給施設の使用料の関係です。同じく4番目が飲料水供給施設の統合の関係、5つ目が自治公民館活動等の補助金のご関係でございます。以上、5つの項目については、昨年と同様、調整中となっているものでございます。

それでは、資料の1枚目の一覧表のほうに戻っていただきます。項目の2番となります。主な公共的団体の調整状況ということで、55団体でございます。うち調整中のものが1件ということで、昨年と同様の内容となっております。資料3のほうに55団体の一覧表がついてございますけれども、この中の表の上から2段目、2行目のところになりますけれども、盛岡市町内会連合会、そして玉山区自治会連絡協議会につきましては調整中というふうになっているものでございます。

次に、最後になりますが、3番目の附属機関等の調整状況でございますが、62機関ございまして、調整中のものはゼロということで、資料ナンバーの4のほうに一覧を紹介させ

ていただいております。

合併調整項目に係る調整状況については以上でございます。

(福田会長) ただいま報告第1号について説明があったわけですが、これと同時にもう一つあるでしょう。

(古館課長) 続けてよろしいでしょうか。

(福田会長) はい、いいです。どうぞ座って説明してください。

(古館課長) それでは、関連してということで、合併特例債の関係の資料をお手元にお配りしております。3月27日に開催されております地域協議会におきまして、合併特例債に関するご質問がありまして、それについて今回合併特例債の状況について取りまとめたものでございます。

資料をごらんいただきたいと思います。1番目が合併特例債の全体計画及び実績でございます。区分といたしましては、全体、それから内訳として玉山区の事業、旧盛岡市域の事業、市全域を対象とする事業としております。それから、横の欄ですけれども、全体計画がありまして、うち平成18年度から23年度までの計画をAとしております。それから、その隣の欄が平成18年から23年までの実績の見込みBとしております。見込みとしましたのは、23年度の決算がまだ出ておりませんので、見込みとさせていただきます。その比較が増減BマイナスAということでございます。この表を見ますと、全体としましては合併特例債に係る事業は全部で29の事業が計画としてございます。そのうち174億4,180万円を合併特例債を見込んでいるものでございます。うち平成18年から23年までの計画Aのところを見ますと、28事業に対して134億6,080万円を充当するという計画にしております。それに対しまして実績の見込み、Bのところですが、事業としては22事業、合併特例債を80億3,390万円を活用しているというものでございます。

このうち玉山区の事業について見ますと、全体計画では19事業について64億6,290万円、23年までの計画Aでは18事業47億6,000万円、23年までの実績見込みBでは14事業17億2,330万円ということで推移しております。実際に項目の2番のほうの活用状況ということを見ていただきたいと思います。

2つ目の項目は、平成23年度と24年度の状況について、個別の事業を挙げて説明している資料となります。区域として玉山区と旧盛岡市域に区分しております。最初に、平成23年の実績の見込みのところでございますけれども、玉山区、旧盛岡市域を含めた合計であります。一番下の欄となります。平成23年の見込みとしては、12事業41億6,840万円ほどの事業費に対しまして合併特例債が29億7,020万円となっております。このうち玉山区に关しますものは、23年までの実績見込みで8事業、計のところの欄ですけれども、8事業4億4,512万5,000円の事業費に対しまして合併特例債が3億6,420万円、これが実績見込みとなっております。

さらに、事業別の内訳が出ておりますけれども、例えば項目のナンバーの2番、有機物資源活用センター整備事業、これについては事業費が1億4,142万6,000円に対して合併特

例債を1億3,400万円を活用しているというふうになっておりますし、項目のナンバー10番のところを見ていただきますと、社会教育施設整備事業、好摩地区の体育施設の関係ですけれども、事業費が1億1,855万2,000円、これに対して合併特例債を1億1,140万円活用しているというふうな状況でございます。さらに、隣の平成24年度の予算の欄を見ていただきますけれども、平成24年度、今年度につきましても一番下の合計のところの欄になりますが、全部で19事業、23億2,756万4,000円の事業費、これに対して合併特例債を16億8,560万円、さらに玉山区の内訳を見ますと13事業10億4,524万4,000円の事業費に対して合併特例債を7億4,800万円見込んで活用するというふうな計画で進めております。

以上が合併特例債の状況ですけれども、合併特例債につきましても新市建設計画を推進するための地方債の特例ということで、有利な財源ということで計画期間中に財源として活用できるものというふうになっているものでございます。

以上で説明を終わります。

(福田会長) 以上で合併調整項目に係る調整状況の報告と合併特例債の充当状況と今説明をいただきましたので、それぞれ委員の皆さんから何かお聞きになりたい点がございましたならば、お出し願いたいと思っております。

はい、どうぞ。

(岩崎委員) 教えていただきたいと思っております。最初のほうの調整協議状況の資料1の1ページのナンバー2の農業農村整備事業計画に関してなのですが、24年度の計画策定に向けて作業を進めているということでありまして、今たしか各農家にアンケート調査でもう回収はされたと思うのですが、いつぐらいに策定するような予定というか、そのあたりもしわかれば教えていただきたいと思うのですが。

(福田会長) では、答弁をお願いします。

(古舘課長) 農業農村整備事業計画については、農政課のほうで担当している事業でございます。これについては、学識経験者等からも意見を聴いて策定するものというふうに聞いておまして、現在の計画は玉山地区のもの、盛岡地区のものということでそれぞれあるようなのですが、これを見直しして1つの計画にするということ作業を進めている。その中で、もう一つは農業振興地域整備計画、通称農振計画と言っているものなのですが、これについても見直しするというので、あわせて作業を進めたいというふうなことで担当課のほうからはお聞きしておまして、アンケート調査等やっておられるということなのですが、その事務の進みぐあいについては詳しいことはちょっと担当課でないとわかりませんので、詳しい内容は失礼させていただきます。

(福田会長) よろしいですか。そのほか。

はい、どうぞ。

(皆川委員) 合併特例債のことについて説明聞きまして、こんな金額がこういう形で使われて

いたのかというのを初めてわかったのですが、これを住民の人たちにやっぱり何らかの形でお知らせしたほうがいいと思うのです。そうすると、合併してこういうこともあったのかなとか、いろいろ具体的にこの金額の数字を見るとわかるような気がするのですが、それお願いできたら。

(福田会長) では、担当部署からひとつお願いします。

(古館課長) 合併特例債は、新市建設計画の事業を進める上で重要な財源というふうになっております。それから、特例債だけではなく、例えば道路事業であれば国、県等からの補助金もありますので、できれば補助金が多く入れば入っただけ、特例債といえども借金になりますので、補助金をたくさん得られるように事業を進められれば借金も少なくなるというふうな、また一方でそういうものもあります。

そういったことで、どういった財源を使って事業を進めるかということについては、担当課のほうでできるだけ有利な財源ということで、その一つに特例債もなっているわけなのですけれども、そういうことで事業を進めておまして、新市建設計画の事業の推進状況については、毎年この協議会の中でも報告しておりますので、できるだけそういったものがわかりやすいような説明とか資料とかということで工夫させていただければなというふうに思っております。

(福田会長) よろしいですか。そのほかございませんでしょうか。

はい、どうぞ。

(佐々木委員) 宿題をお願いした関係上、ちょっとお聞きしますが、この組織の合併についてはよくわかりましたが、お聞きしたいのは合併をした特に団体の場合、指導課はうまくいっていると思っておりますかと、その分析をしてお知らせをいただくことにしていました。お話を聞くと、うまくいっていない団体も多いのです。今自治会だけが残っておりますが、慎重に検討させていただいております。きょう会長出ているわけですけれども。というのは、旧盛岡市の組織にそのままの規則でぽっと合体しているわけです。うまくいくはずはないのです。PTAとか何かの規則で動いているところはそれで結構なのですけれども、地域住民の組織を旧盛岡の大先輩の皆様方の規約、規則にそのまま合わせているのです。だから、うまくいかない団体もあると聞いております。その辺の所管する部あるいは課がどういうご指導いただいているのか、お知らせを。それが1つ。

それから、合併特例債、これも状況について知りたいなということでお願いしたところですが、額についてはよくわかりました。この時期が特区の10年が基本だというふうに思いますけれども、このままでいくと10年ではなかなか目標達成、新市建設計画の達成も難しいので、特例債の延長について可能性が国に対して、あるいは県に対してやっているのか、延ばしてもらったらどうか。10年で切れるということでなければ結構なのですけれども、10年ではきっと達成できなくて、有利な借金なのですけれども、非常に金利が安い借金ですから、延ばせるのであれば延ばして、玉山区もそうだし、旧盛岡だっているような事業しているわけですから、額的には旧盛岡のほうが断然多いわけですけれども、使える

なら延ばしてほしいし、使えないならこれはやむを得ないのですけれども、その2点、おわかりでしたらお知らせをいただきたいと思います。

(福田会長) それでは、お願いします。

(古舘課長) 1つ目の団体の統合後の状況、それから担当課のほうでどのような指導しているかというふうなことについてでありますけれども、合併後の状況につきましては昨年11月に合併した各団体にアンケート調査ということで調査させていただいて、その結果をこの地域協議会でも先般報告させていただいておりますけれども、やっぱり結果を見ますとうまくいっているという声もありますし、合併によって不便が生じていたり、事業がうまく進まなかったりということで、順調な部分だけではないというふうなことで、それはその団体の事業の内容とか組織の構成によってもそれぞれ課題は全く異なるようではありますが、何かしらの課題を残したまま現在も調整をしなければならないというようなことも感じているようでございます。その状況については、昨年アンケート調査を実施しましたので、担当課のほうにこういった声が上がっているということで企画調整課のほうから連絡させていただいて、当該団体のほうと必要なお相談とかアドバイスとか、そういったことで課題を解決する必要があるというふうなことで、現在情報の共有はしておりますけれども、個々の状況についてはちょっと把握していないような状況でございます。

それから、2つ目のご質問でございますけれども、特例債を延長できないかというようなことでございますが、合併特例債につきましては被災地の特例というようなことで5年間延長できるというふうに法改正が昨年の8月にあったようなのですけれども、さらにそれをまた改正するというふうな動きで、現在国会で審議中のものもありますけれども、合併して現在6年が経過しております、あと4年あるというようなことで、まずはその4年間の中で何とか事業を100%にする努力が必要でありますし、10年経過すると10年前の状況と異なってくる部分も当然ありますし、今まで予想していなかったような課題も出てきているというふうな状況がありますので、それは今すぐ延長ということはありませんけれども、そういった延長できる制度もありますので、そこは100%実施する中で10年間の期間の中で全うするというふうなことで進める中で、そういったもう一方の制度もあるということ踏まえる必要もあるのではないかなというふうに思っております。

(福田会長) ありがとうございます。よろしいですか。

(佐々木委員) ありがとうございます。団体の合併については、結果として、してしまっているわけですから、ぜひ担当部署のほうに指導をお願いしていただきたいと思います。

それから、特例債については新市計画でもどうしても4年でできそうにないのです。きのうも「まち懇」で市長さんにお聞きしましたが、だとすればやはり頑張って4年のうちにやっていただいて、残った分が延長できるということであれば、ぜひ。ないとすれば、きっと我々とすれば強烈にご要望していかなければならないのですけれども、なかなか難しい話なので、努力していただきながら合併の可能性があるということを地域住民にご理解をいただくようにしたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。答弁は要りま

せん。

(福田会長) そのほか。
はい、どうぞ。

(桜委員) 勉強不足でまことに済みませんが、火葬場の整備事業ですが、23年度はかなりの金額で24年度がその半分ぐらいというような事業になっておるようではございますけれども、これはいつごろ完成予定なのか。そしてまた、我々玉山区はほとんど今岩手町のほうの火葬場を使っているわけではございますけれども、立派な火葬場ができれば玉山区もそちらのほうで使うとか、何かそういうようなことが決まっていれば、ちょっとお聞きしたいと思います。

(福田会長) いかがでしょうか。

(古舘課長) 直接の担当課ではないので、ちょっと詳しいことはわからない部分もありますが、事業については昨年度、今年度で終了しますので、間もなく供用開始ということで……7月の完成の予定となっているものでございます。
それから、岩手町との関係はちょっと詳しくわからないので、後ほどご連絡差し上げられれば……。

(福田会長) では、後ろのほうで答弁するようですので。

(高橋課長) 税務住民課の高橋でございます。供用開始は盛岡市やすらぎの丘でしたか、もう開始しておりますけれども、本格的に開始するのはたしか7月だったと思います。それで、もちろん玉山区の方も使っていただいて構わないということです。たしか料金は多少かかるとは思いますが、無料ではない、有料に、たしか1万円だったと思いましたが、かかるようにはなる。もちろん旧市も玉山区も同じ条件で使っていただけるということでございます。
それで、岩手町のほうでございますけれども、玉山区の皆様方に関しましては岩手町にある火葬場は今までどおり無料で使っていただけるということになっておりますので、玉山区の方にとりましては両方使っていただいて構わないという、そういうふうな状況になっておりますので、ご理解お願いいたします。

(福田会長) よろしいでしょうか。そのほか。

(なし)

(福田会長) ないようですが、報告第1号について終わりたいと思いますが、よろしいですか。

(「異議なし」 の声)

(福田会長) では、第1号については終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

それでは、報告の第2号地域協働実施地区の募集についてを地域協働推進事務局、菊地主幹から説明をお願いします。

(菊池主幹) 私のほうから、地域協働実施地区の募集についてということで、お手元の資料の2でございます。そちらのほうで説明をさせていただきます。あと参考までに、こういった地域協働の概要に触れたA3判のカラー版のものと、あともう一点、本日机の上に置きましたけれども、「つながるワ！」の8号をご用意いたしましたので、それでもって説明をさせていただきますと存じます。

まず説明に入ります前に、この地域協働でございますが、昨年4月に制度をつくりまして、それで昨年10月から3つのモデル地区でこの地域協働の取り組みをしていただいたということでございます。その中で半年くらいの間組織をつくり、そして地域づくり計画を3つの地区でつくっていただいたということでございます。3つの地区の地域づくり計画の本当の概略については、このA3判のカラー版ではないほう、裏のほうの白黒のところ本当に柱の部分だけ記載しておりますので、後ほどご確認をいただきたいと思えます。

そのモデル地区を経まして、今年度から地域協働の取り組みを本実施ということで考えております。今年度も新しく取り組んでいただく地区を募集したいというふうに思っております。6月1日の広報もりおかのほうには記事として載せさせていただきました。本日この地域協議会にあわせて皆様方にも募集の内容についてご報告申し上げたいということでお邪魔した次第でございます。

では、募集要項に従いまして説明をさせていただきます。まず、1の趣旨はごらんいただきたいと思えます。

2、実施地区の対象地区でございますが、コミュニティ推進地区単位ということを考えておまして、こちら玉山地区に関しましては、いわゆる地区自治連の範囲、具体的に申し上げますと好摩地区でございますとか巻堀、姫神地区、そういった地区のエリアでもってこの地域協働に取り組んでいただきたいというふうに考えております。

4番目でございますが、地域づくり組織の設置等ということで、昨年やった3つの地区は新しい組織を立ち上げておりますけれども、具体的に申し上げますと町内会さんであったり自治会さんであったり、それからPTAさんですとか老人クラブさん、そういった方々が一つの組織に入っていて、組織を立ち上げたということでございます。

ただ、私どもといたしましては、既に例えば自治連さんでございますとか、そういった形でも既に組織ができ上がっているのであれば、そういった組織に例えば学校さんでございますとか企業さんでございますとか、そういった方々を新たに入れていただいて、既存の組織の中でやっていただいても一向差し支えないというふうに考えております。ただ、こちらのほうで設置に当たっての要件とすれば、4の(2)と(3)に書いておりますけれども、宗教色が強かったり、暴力団関係者が入っていたりというような団体はちょっとお断りをするということでございます。

それから、5番の実施地区の事業でございますが、24年度におきましてはその組織の中

で地域づくり計画というものを策定していただきたいというふうに考えております。この地域づくり計画、先ほど概要版の裏側に書いたわけでございますが、昨年度の3つの地区を見ますと十数ページのものから二十数ページに及ぶようなものもございまして、さまざまございしましたが、いずれ私どもとすればそれぞれの地区でどういった事業をいつころやりたいのか、そういったのを整理していただいて、いわゆる基本方針のようなもの、そういったものをうたっていただければなというふうに考えております。

それから、(2)のところでございますが、あと別途私どもで7月20日から地域協働講座というのを開催する予定でございますので、そういった講座のほうにぜひ参加いただきたいということ、それを条件としておるものでございます。

それから、6番の募集期間及び方法でございますが、6月1日の広報には載せましたけれども、実際の募集期間はそちらに書いておりますけれども、7月9日から7月27日まででございます。それで状況に応じて、なお書きのところに書いておりますけれども、もしかすれば年度内にもう一回くらい募集しようかなとは思っておりますが、そういったことで進めてまいりたいというふうに考えてございます。

それから、(2)の提出書類、これはちょっと説明は省略いたしまして、裏面、2ページ目にまいりますけれども、書類に関しましてはこちら玉山の総務課のほうにもその書式は準備しておりますし、それからあと市役所のホームページのほうでも掲示しておりますので、ごらんいただければと思います。

それから、提出先と問い合わせ先は市役所の別館にございますが、地域協働推進事務局ということになりますけれども、郵送でのご応募はちょっと遠慮いただきたいと。と申しますのは、私どもで提出書類に目を通して、二、三伺いたいこともございますので、できれば提出する際には私どものほうに連絡をとっていただいて、私どものほうでこちらの地区であればこちらの事務所のほうに出向いて、その場で聞き取りをするということも考えておりますので、ご相談いただきたいというふうに考えております。

それから、大体決定でございますが、7番のところでございますが、提出されてから2週間くらいでお返事は差し上げる予定としております。昨年度は6月に募集かけて決定したのが9月末だったのですが、昨年度はモデル地区ということで、こちら初めてだったので、さまざま面接したり何回か地区にお邪魔したりして、その期間とったわけでございますが、今回はそういったことはなしで、2週間くらいでご返事を差し上げたいというふうに考えております。

それから、8の市の支援でございますが、1つには地域づくり計画策定費補助金、これは地域づくり計画をつくる際に会議でございますとか、それから資料の調製とかございしますので、そういった事務費のようなものに対しましては30万円を上限にして補助金を差し上げたいということでございます。昨年度の3つの地区では、ほぼ30万円使ったところが1地区でございましたし、あと2つの地区は20万円くらいの事業費でございましたが、そういったことで経費の補助を行っております。

それから、あと(2)、職員等の派遣でございますが、これは私どもで地域づくり計画なりつくる際に、市の職員を兼務で2名ずつ配置することとしておりまして、私ども専任でやっている職員も地区にはしょっちゅう足を運びますし、それから兼務で発令受けた地域づくり支援員と呼んでおりますが、そういった職員2名をその地区で会議があるような場

合に派遣をして、何らかのお手伝いをさせていただくというようなことで考えているものでございます。

あとこの件でございますが、昨日のまちづくり懇談会の席上で地域協働の趣旨説明をしておりますし、それから昨日は渋民地区、あと巻堀地区さんでもことしあるわけでございますが、そちらのまちづくり懇談会の中でもこの地域協働の趣旨については説明をしていく予定としております。

以上で説明は終わります。

(福田会長) 説明が終わったわけでございますが、それぞれご質問等があるかと思いますが、お出し願いたいと思います。

(桜委員) 地域づくり計画策定費補助金の交付のところでございますけれども、策定費補助金でございますが、これはどういうふうな内容の書類なのか。それともう一つは、先進地視察研修でありますけれども、これもあわせて距離とか、あるいは人数とか内容がちょっとわかれば詳しくお知らせいただければと思います。

(福田会長) では、お願いします。

(菊池主幹) まず、計画策定費の補助金でございますが、実際昨年度は使ったのが例えば会議のときのコピー代ですとか、あとはワークショップとって地区の方々が集まってさまざま話し合いをするのですけれども、そういった場合にどうしても会議の進行役の方を外部から頼んだりしたものですから、そういったもの、それとあとは会議の集約、ワークショップというのはさまざまな意見をまとめていったりする作業があるのですけれども、それを外部の方に委託したりということ、そういったものに使っていました。

書類としては、例えば会議費何ぼとかという形で合算額を出して、それでこちらのほうに実績として上げていただいたと。当初30万円を前金で払いまして、残った分は年度末にお返ししていただいたという形になっています。

それから、先進地の視察でございますが、これは震災さえなければ関東方面を予定していたのですけれども、ああいった状況でございましたので、実際は私どものほうで役所のバスを仕立てまして八戸市のほうにお邪魔して、実際こういった取り組みされている地区が2地区あったものですから、そこの代表者の方に具体的にどういった取り組みかというような話を伺ってきたというような形でございますので、実際に旅費はかかってはおりませんでした。

以上でございます。

(福田会長) よろしいですか。そのほかございませんか。

はい、どうぞ。

(佐々木委員) 菊池さん、ご苦労さまです。何回もお話をお聞きしておりまして、非常にいい事業であるなど。何でもかんでも市の行政にお願いすればいいという時代は終わったと、

みずからやれることはみずからでやりましょうと、まさにそのとおりだと思います。

そこで、我々4地区でも議論しているわけでありませけれども、特に事務局なのです。きのうも市長さんをお願いしたけれども、市長からのお声はなかったのですが、特別区の期間でもありますので、たまたま総合事務所があと4年は置いていただけたらと思うので、ここ4年間のうちに手を挙げる地区には事務局を総合事務所というわけにいかないでしょうけれども、総務課なり産業振興課なりの職員に、先ほどの専門家2人のほかにいろんな書類つくったり案内したり、必要なのです。ですから、我々のところというのは児童館でも公民館でもそんな余裕、市内でもないとは思いますが、ないし、ふなれも結構あるので、あとNPOとか事務の委託を任せたとやったでしょう。我々にはそういうNPOもないのです。したがって、総合事務所が置かれているということと特区の期間であるということで、だれそれという名前は要らぬのですが、総合事務所の職員の皆様方に応分の応援をするようにというあたりを菊池主幹の力でぜひお願いをしたいと。答弁は要りません。よろしく願いをいたします。

(福田会長) そうということなそうでございますので、ぜひご指導賜りたいと思います。そのほかございませんか。

大変ありがたいお言葉をいただいたわけでございますので、ぜひとも玉山区におきましてもこういう組織体をつくり上げながら協働活動を進めていただければと思いますし、何か皆さん、もう一つぐらいあってもいいのではないかと思います。

はい、どうぞ。

(齋藤委員) 具体的に多分渋民地区さんがあれするのではないかと思いますし、それときょうも実は菊池さんから午前中ちょっと私もお話を聞いて、盛岡では今のところ何か、来年度6カ所ぐらいあるとかと、今年度が余りないみたいなのですね。それで、うちの巻堀、姫神地区にもどうですかということでしたので、今もありましたが、私も全部会長さんたちを集めてちょっとあれしよう。たまたま今度15日に巻堀、姫神、好摩と一緒に自治会長研修を毎年やっていますが、ちょっとありますので、その席で好摩の自治会長さんと皆さんにお諮りしようと思っていました。

これもいずれはやることですから、いいことですし、皆さんの賛同を得れば地区でも始めたいと思いますので、よろしく願います。そうすると、渋民地区さんもやればいろいろ相談をして、いろいろ逆にできるかなとは思っています。その節はよろしく願います。

(福田会長) ありがとうございます。そのほかございませんか。

(なし)

(福田会長) ないようでございますけれども、ぜひともそれぞれの自治区があるわけですが、これに率先して参画するような形をとっていただければありがたいと思いますので、ひとつよろしく願いたいと思います。

では、よろしいですか、終わって。

(「異議なし」の声)

(福田会長) それでは、報告第2号につきましては以上で終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

それでは、報告の第3号に入ります。好摩地区社会体育施設整備について、スポーツ推進課、佐藤課長さんより説明を願いたいと思います。どうぞ座って説明してください。

(佐藤課長) 市のスポーツ推進課課長の佐藤です。どうぞよろしくお願いたします。では、座って説明させていただきます。

資料をごらんいただきたいと思います。好摩地区社会体育施設整備についてでございます。今回ご報告いたしますのは、好摩地区社会体育施設、体育館でございますが、これにかかります今後の整備スケジュールについてでございます。好摩地区社会体育施設整備につきましては、これまで地域の代表の方、あるいは利用団体の代表の方々と計11回にわたりまして意見交換を重ねてまいりました。そして、昨年10月に建築主体、機械設備、電気設備の工事契約を締結いたしまして工事に着工してございます。本年3月27日には、新施設の管理方法及び新施設の使用料算定の考え方につきまして当協議会にご報告を申し上げたところでございます。

続きまして、6月でございますが、市議会定例会がございますので、使用料に関する一部改正条例案を提案する予定でございます。使用料につきましては、前回の地域協議会や意見交換会でご説明しておりますが、基本的には市民総合体育館の使用料の範囲を上回らない金額で現在検討しておるということでございます。いずれ6月議会の議決を経まして正式決定ということでございますので、どうぞよろしくお願いたします。

次に、工事の完成から供用開始、事業終了に至るまでのスケジュールでございますが、工事は現在もほぼ順調に進んでございます。屋根、壁が設置されまして、今アリーナの内装工事に取掛かるところでございます。今後順調に進みますと7月中旬に体育館、相撲場が完成し、完成後検査等を経まして建物の引き渡しを受けて、その後数日をかけて備品の移動や設置を行い、7月の下旬には供用開始ができるというふうに見込んでございます。

7月下旬に新体育館の供用が開始されますと同時に、既存の体育館等の施設の解体を開始いたしまして、解体は8月いっぱい終了を予定しております。解体が完了後、引き続き駐車場あるいは多目的広場、ゲートボール場等でございますが、こういった外構の整備に取りかかる予定でございます。外構を含めました全体の完成でございますが、11月ごろを見込んでおるところでございます。

なお、ただいま申し上げました解体及び外構の整備に当たりましては、駐車場スペースが大変狭くなることが予想されます。特に解体を行う期間につきましては、新しい体育館と古い体育館が併設してその場所にあるということで、それに作業をするための車両が出入りということで、駐車ができるスペースが限定されるということでございます。いずれこういったことにつきましては、市民文化会館だよりであらかじめ周知申し上げたいと。

そのほかいずれご利用なさる皆様方に逐次お知らせをしまいたいということで、安全第一、安全確保とあわせて進めてまいりたいというふうに考えてございます。

好摩地区社会体育施設整備につきましたの報告は以上でございます。

(福田会長) 説明が終わりましたので、皆さんからご意見、ご質問いただきたいと思いますが。

(佐々木委員) ご苦労さまです。体育館の新築の議論が大変されていましたが、これは新築ですか、改築ですか、体育館。

(佐藤課長) 建てかえということで、古い体育館は解体して新しい体育館を建てるということでございます。

(佐々木委員) 大会できる広い大きなものになったということですね。

(佐藤課長) 現在の体育館のおよそ2.5倍ほどの広さになりまして、まずバレーボールだと2面とれるような、そういう広さでございます。

(佐々木委員) 要望が通ったと、こういうことであります。

(福田会長) はい、どうぞ。

(齋藤委員) 要望は通ってないです。こっちは公民館の方の体育館ですから。

(佐々木委員) ありがとうございます。

(福田会長) そのほかございませんか。

(なし)

(福田会長) ないようですが、終わらせていただきたいと思いますが、よろしいですか。

(「異議なし」の声)

(福田会長) それでは、報告第3号につきましては以上で終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

次に審議事項があるわけですが、説明者も同じ方々でございますが、ここで10分間休憩いたします。

(休憩)

(16:02)

(福田会長) それでは、会議を再開いたします。

(2) 審 議

(福田会長) (2) の審議、諮問事項でございますが、審議第1号玉山区における社会体育施設使用料の減免基準の見直しについてを協議題といたします。スポーツ推進課、佐藤課長さんより説明を願います。

(佐藤課長) では、座ってご説明申し上げます。

今回諮問申し上げましたのは、玉山区におきまして合併協定に基づいて社会体育施設の使用料の減免を行っておるわけですが、これにつきまして盛岡市の基準に統合する方向で見直しを行わせていただきたいという内容でございます。

資料をごらんいただきたいと思えます。1の合併協定書の抜粋でございますが、(10)でございますが、社会体育施設の管理運営につきましては合併時は現行どおりとし、減免基準は合併後5年をめぐり盛岡市の基準に統合することとしておるということでございます。

2の減免基準の見直しをごらんください。現在適用されている減免基準について掲載してございます。表の左側が現在適用されています減免基準でございます。それで、網かけをしている部分が玉山区で適用されている基準でございます。

まず、1点目の免除項目というものの④番でございますが、玉山区内の中学校がクラブ活動で区内の施設を利用するときは全額免除としております。旧盛岡市域におきましては、クラブ活動で社会体育施設を使用する場合には免除はされてございません。有料となっております。

この項目につきましては、見直し後ということでございまして、玉山区につきましては今後も免除を継続してまいりたいというふうに考えてございます。これは玉山区内の小中学校の体育館等につきましては、そういう小中学校の周辺の社会体育施設、好摩体育館とか渋民体育館、こういった体育館を利用するという前提で規模的に小さいものを配置、整備してきているということから、そういう学校教育の一環として行われる部活等で活用されるということと考へまして、これにつきましては継続して免除してまいりたいと。一応合併後10年間をめぐりとして継続してまいりたいということでございます。

続きまして、2点目、5割軽減項目の②番でございます。玉山区内の社会教育団体が区内の施設を使用するときは5割軽減するものでございます。旧盛岡市におきましては、社会教育団体であることを理由として社会体育施設の使用料を減免は、これも行っておりません。そういったことから、今回旧盛岡市域との整合を図る、公平性の確保をする、そういったことで盛岡市の基準に統合するよう減免基準を解除する見直しを行いたいとするものでございます。

それから、3、見直しの時期でございますが、新好摩体育館の使用につきましては、一応今回7月下旬に予定しております供用開始の日からとさせていただきたいと。それから、その他の施設につきましては平成25年4月、来年4月から適用させていただきたいという

ふうに考えております。

好摩体育館につきましては、新施設の開館に合わせてということでございます。そして、その他の施設につきましては、各利用団体さんの予算の確保等の事情があると存じますので、そういった部分を考慮いたしまして来年の4月から見直しを実施したいと考えているものでございます。

これらの内容につきましては、実はことしの4月24日、それから5月29日、先日でございますが、2度にわたりまして実際の利用団体の皆様方と懇談を行わせていただいております。その場でいろいろなご意見をちょうだいいたしました。まず、全額免除については継続ということで、これについては特に反対等の意見はございませんでした。5割減免の見直しにつきましては、いずれ意見としては少しでも負担を抑えたいので、新設する好摩体育館の料金の設定はできる限り抑えてほしいというようなこととか、あと中学生を対象に部活に準じるような活動を行っておられる団体がありまして、その部活の場合は免除が継続ということだけれども、自分たち5割減免も継続してほしいと、それからあと減免を今までどおり継続してほしいというような意見をいただいております。そうした意見をいただいて協議を進めてまいりましたが、その結果どうしても見直しについては反対というようなご意見はございませんでした。ただ、積極的に賛成するわけではないが、仕方がない、やむを得ず了解するというようなご意見をいただいたところでございます。それでも、私どもといたしましては、そういった利用団体の皆様からはある一定のご理解はちょうだいしたのかなというふうに存じてございます。利用団体を初めといたしまして、地域の皆様にはそういった減免解除ということで、社会教育団体の皆様にはご負担がふえるということになりますけれども、今回この見直しを実施することにつきまして、何とぞご理解を賜りたいというふうに存じております。

なお、参考といたしまして、2ページ以降に玉山区の社会体育施設の使用料をそれぞれ掲載してございます。この中で網かけの部分が社会教育団体さんがこれまで5割減免の対象となっていた部分の区分あるいは料金でございます。例えば3ページの④に総合体育館、これは洪民の総合体育館でございますが、こちらのほうのアリーナの料金を徴収しない場合でアマチュア競技に使用する場合で、一般の方は1,040円、5割減免だとこの半額でございました。それから、高等学校生徒以下の者については520円、さらにこの半額、260円というふうな金額でございました。これが減免が解除されるというふうなことでございます。説明については以上でございます。

(福田会長) 諮問事項につきまして今説明がなされたわけでございますが、皆さんからご意見をいただきたいと思っております。

はい、どうぞ。

(松坂委員) 旧盛岡市の中学校のクラブ活動は減免ではないということだったのですけれども、どのような負担になっているのでしょうか。

(佐藤課長) 旧盛岡市内の中学校が部活で社会体育施設、例えば盛岡体育館とかアイスアリーナとかを使う場合には有料でございまして、いわゆる料金体系の中で高校生以下あるいは

中学生以下、そういった料金の区分の中で使用料はいただいておりますということでございます。

(松坂委員) 部活動で半額とかではなくて、普通に中学生、高校生料金ということなのですね。それで、また見直しにかかるかもしれないのですけれども、将来的にはこちらのほうでもクラブ活動であっても普通に徴収するという話になるわけですね。

(佐藤課長) 今回につきましては、いずれ部活の場合全額免除、これはそのまま延長ということで考えておりますが、ただ一応めどとして10年をめどに、そして10年をめどにしてその時点で改めて区内の学校の整備状況等を見て、またご協議いただくということで考えております。

それから、盛岡市内の部活で、さっき言ったような盛岡体育館とかアリーナとかそういったところを使う場合には、いずれまず基本的には料金は通常どおり徴収するということでございます。大体そういった場合は父母の会とか、そういったほうから支出していただいているというような状況のようでございます。

(福田会長) よろしいですか。

(松坂委員) 現状ですと一応クラブ活動中は免除にしていたのでございますけれども、こちらのほうでも父母会というか、夜練と言われるものなのでございますけれども、夜7時以降の活動については減免ではないのですね。それがもうふだんの7時前であっても、5時とかそのくらいであっても、これから見直しになるかと思うのですけれども、何かもともとこちらのほうは部活動は免除というあれがもう強かったので、有料となると父母会とかそういうふうなものではないのではないかと思いますので、でも旧盛岡市のほうでそういうふうになっているというのであれば、やっぱりこちらのほうでも考えなければならぬのかなとは思っております。

(福田会長) はい、どうぞ。

(佐藤課長) ちょっと説明が不十分だったかもしれませんが、部活につきましては免除は継続する予定でございますので、今後10年をめどということでございますが。そうではなくて、社会教育団体と言われる団体さんにつきましては、今まで5割減免をしていたけれども、これについては旧盛岡市域と基準を統合ということで、こちらについては免除を解除させていただきたいということで、部活につきましてはいずれ合併から10年をめどにまだ延長、継続したいというふうに考えてございます。

(福田会長) よろしいですか。

(松坂委員) あと4年ということですかね。

(福田会長) ですから、合併してから10年間は免除を継続しますよということですね。そのほか。

はい、どうぞ。

(津志田委員) 2点ほどお尋ねしますけれども、1番目はクラブ活動に対してやはり全部の部が、中学生も学校の体育館を使用できる環境ではございません。先ほどもご説明がありましたが、免除は当然だと私は思っておりますが、大会前になりますとやはり時間延長いたしまして、県大会なんかにも出る部活なんかもございますので、それはそれとして延長させていただきたいと思えます。これは免除ということで感謝申し上げます。

それから、2点目は、旧盛岡市域との公平性を確保するため、軽減措置の見直しで玉山区内の社会教育団体の現行基準5割軽減から見直し後は軽減なしになるようでございますが、先ほども佐々木さんのほうから合併してうまくいっているところ、うまくいっていないところがあるようでございますので、ここは健康維持のため、皆さんやっぱり日中働いていらっしゃるのです、夜日々努力されていらっしゃる方たちがございますので、やはりここは現行のままでお願いしたいということでございますが、いかがでしょうか。

(福田会長) はい、どうぞ。

(佐藤課長) 先ほども申しましたとおり、実際に利用されておりました減免対象になる社会教育団体さん方にご出席いただきまして、懇談会を2回ほど開かせていただきまして、確かにそういった今おっしゃられたような継続してほしいというご意見もいただきましたけれども、いずれ今回合併協定の5年をめどということで、その経過も過ぎまして、何回も言いますけれども、やはり旧盛岡市との整合性から公平性の確保と。実際盛岡市のほうでは、そういう社会教育団体さんのほうで社会体育施設を利用される場合に減免は行っていないということもございますので、そういったことで今回この減免については好摩につきましては7月の供用開始から、その他の施設につきましては来年の4月から減免を排除させていただくということでご理解をいただいたというふうに存じておりますので、そういうことで何とか合併協定の趣旨をご理解いただきまして、廃止ということをお願いしたいというふうに存じます。

(福田会長) はい、どうぞ。

(津志田委員) ただいまご説明いただきましたが、皆さんご理解されていないのです、お話聞きますと。ここに示されました手続を拝見しますと、7月上旬に使用料に関する条例議決の予定となっておりますがと書いてありましたが、やはり先ほどもおっしゃったように、条例の一部改正と説明されましたよね。玉山区の地域協議会に新しい料金表を、私どものほうにいつ提出されましたでしょうか。

(福田会長) はい、どうぞ。

(佐藤課長) まず、好摩地区の体育施設の使用料の条例改正と、減免は条例改正ではない規定の整備でございまして、使用料の一部改正と今回の減免は別個のものでございます。減免につきましても、あくまで市長決裁という形をとりますので。あと条例改正につきましても、先ほどの好摩の施設整備の報告の中で、いずれ条例につきましても議決事項でございますので、議会を経て初めて正式に決定ということでございますので、これにつきましてもそちらのほうが決まるまではちょっと公にはできないということで、ちょっとまだこちらの協議会にはお示ししてございません。ただ、先ほど言ったような少なくとも市民体育館の使用料を上回らない範囲で現在金額を検討しているということ……。

(福田会長) はい、どうぞ。

(津志田委員) 市民体育館を上回らないとおっしゃいましたが、市民体育館もそのようになると思いますし、好摩地区もかなり高くなるのではないかと、減免がなければ高くなるのではないかなというのが予想されますけれども、私個人的な考えですが、旧盛岡並みの環境ではないというのを私は認識しておりますが、何回もくどく言いますが、これだけはやっぱりいい方向性を見出して、玉山区の地域の皆さんたちがまず楽しく健康づくりのために活動できる体制づくりも一つの方法ではないかなと思って皆さんが使用させていただいていると思います。その点をちょっとどのようにお考えでしょうか。

(福田会長) はい、どうぞ。

(佐藤課長) いずれ私どもスポーツ推進課の事業の中には、当然生涯スポーツの推進ということで市民の皆様の本当に小さいときから高齢の方まで一緒になって、あるいはそれぞれの年代に合わせてスポーツ活動を行っていただいて、健康増進あるいは交流を深めていただく、あるいはそういったものを通してまちづくりを進めていきたいということでいろいろ事業を進めてございます。

特に玉山区はそういったスポーツ活動が盛んな地域かなというふうに存じてございますが、私どもの活動事業の中ではふれあいマラソンとか、そういった事業の中で本当に地域の方々がボランティアで朝早くから暑い中ご参加いただいて、いろいろ本当にご協力いただいているということで、スポーツ活動も盛んであるし、そういったスポーツに対するご理解も十分にわかってご協力いただいているというふうには存じてございます。いずれそういった中で新しい好摩体育館とかできますので、より皆さんに有効にご活用いただいて、そういった皆さんの健康づくり、あるいは交流を深めていただくということで十分にご活用いただければというふうには考えております。

(福田会長) はい、どうぞ。

(津志田委員) 少しは理解したような、でも仲間から聞かれるとちょっと困る部分もあるのですが、新料金になりますと、いつどのような形で利用団体さんのほうにご説明があるか、そこら辺をちょっと知りたいのですが。

もう一つ、では最後に、減免は市長決裁とおっしゃいましたので、なるべく減免されたほうが皆さんは利用しやすいと思いますので、市長さんのほうにも皆さんの課のほうから減免していただくようによろしく取り計らっていただきたいと思います。

そして、最後に、きょうも渋民体育館で高校生が何か、バレーボールと書いてあったような気がしますが、大会をやっておりました。それで渋民体育館は、中のほうにたばこを吸う場所があるのです。物すごいにおいがしているのです。それで、お願いがございしますが、館内でたばこを吸わないような施策をしていただきたいと思います。間もなく中学生の市中体連のバレー大会もございしますので、中でたばこはご遠慮いただきたいと思います。場所は、玄関に向かいまして右側のほうも空き地がございしますので、そこを利用するなり、館内では絶対に喫煙していただきたくないので、そこを要望しておきますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

(福田会長) それでは、今聞くと2点ほど言われているようでございますが。

(佐藤課長) まず、新料金の時期でございしますが、いずれ6月議会の最終日の議決ということになりますので、今回6月議会がちょっと7月にずれ込みますので、たしか7月6日だったと思いますが、そこで正式な議決を経て決定ということになるかと思ひます。

それから、渋民体育館の喫煙室が確かに入つてすぐのところでございます。体育施設関係のその辺の禁煙の場所の設置等の状況につきましては、ちょっと改めて調査いたして、必要であれば適切な対応はしてまいりたいと思ひますが、特に小中学校、高校、そういう子供たちが使う場合の利用ということで、あるいは喫煙室はもう閉鎖してしまうとか、何かそういったことも考えたらいいのかなと思ひますが、その辺ちょっと検討させていただきたいと思ひます。

(福田会長) はい、どうぞ。

(津志田委員) ただいま検討させていただきますというご答弁でありましたけれども、もう下駄箱に向かつてきますと、すごいにおいがするのです。中学生の大会でありながら、小さい子供たちも連れてくる親もいらつしやいますので、いつも私も応援に行くのですけれども、すごいにおいだなという思ひがしておりますので、もう絶対館内は禁煙にさせていただきたいと思ひます。これはよろしくお願ひします。

(福田会長) 要望なわけでございますけれども、絶対というのがついていますので、ひとつ実施していただきたいたいと思ひます。そのほか。

はい、どうぞ。

(佐々木委員) 地域協議会に諮問したわけですから、採決をとつて受けるかどうか、議長おやりになると思ひますけれども、感じとすれば、新料金は議会で決めるからいいのですと、それは間違つておまして、議会の前にかけるかどうかを、玉山区の内容についてはこの協議会に諮問をするべきだったと、地域協議会を必要とするのであればこれが筋だと。形

だけですよというのであれば今のお話で結構ですが、これは課長さんの間違い。

それから2点、旧市内と合わせるという話、先ほど団体の合併でもありました。地域条件が全く違うのです。自転車で練習に行くのと、自動車ですり迎えをして、自動車ですり通って、仕事場、盛岡から帰ってきてからやる場合もありますし、利用する形態が違うということ。したがって、上田とか青山町とかの地域住民と同じ発想で物を考えていると。それが吸収合併の弱さと言われれば市会議員の皆様方も頭痛いわけですが、地域条件をきちっと考えてやると。したがって、この料金については最低10年は現状の形でいってほしいと。理由は、先ほどの料金の諮問がなかったということ、地域協議会を粗末にしていると。それから、もう一つが利用する地域住民の条件がまさに違うと。したがって、最低でも10年間は継続をした免除、あるいは減免をやるべきだというふうに私は思います。10年たったなら、また状況を見ながらご諮問をいただいたら私どものほうで検討するという筋でよろしいと私は思いますので、採決をするときにはこの部分をよく理解をして挙手をお願いしたいと思います。

以上です。

(福田会長) 当局のほうはいかがですか、今の。

(佐藤課長) 合併協定で5年をめどということでございましたが、いろいろ施設整備が好摩の施設がおくれて整備ということもございまして、今回見直しについてご提案させていただいておるところでございます。私どもとしては、何とかこの5年、今回この時点でいずれ全部の減免、免除を解除ということではございません。あくまで部活のほうはそのまま10年は残したいということでございます。それ以外の社会教育団体さんのほうで利用される場合の減免について、今回減免を廃止させていただきたいということでございます。何とかその辺をご理解いただければというふうに存じます。

旧盛岡につきましても地域条件、いわゆる都心部だけということではございません。旧都南の地域もございまして、同じ市内でも繋とか根田茂、砂子沢とか、やはりそういった玉山区よりあるいはちょっと条件悪い、そういった地域も含めて全体でそういう減免は基準を設けて対応しているということでございますので、何とかその辺をご理解いただければと存じます。

(福田会長) そのほかございませんか。

はい。

(佐々木委員) お願いをされているわけでありましてあれでございしますが、どうですか、水道料金もそうでした。その当時の合併協議会のメンバーは何を考えて判こつたのか、これ津志田さんに聞きたいところなのだけれども、先を見ないで判こつたとは私はいつも言っているのです。議事録見てくださいよ、でたらめなのですよ。だから、こうなってしまう。段階的とか、水道料金の場合もそうだったのですよね。大手の大口の企業の皆様方はその分を工業振興費でいただいているわけですが、ここで議論した結果なのですね、あれも。段階的にやりますということでおさまっているわけです。したがって、今の話も、

いきなり合併協議会で決めたのだという言い方は時代も変わっていますし、それは理由にしないほうがよろしいのではないかと。財政事情が厳しいとか、これだけかかって、これだけ節約したけれども、大変なのですと、職員の配置もアルバイトもなかなか大変なのですとか、そういう理由であればみんな考えると思いますが、合併協議会で決めたから5年という言い方では理解はできないと。したがって、当面現状維持していただいて、今のようない理由づけをきちとした上でもう一回諮問していただくとか、そういうことをやらないと、我々委員は地域住民代表で話しているつもりでありますので、なかなか理解してもらえないのです。おめはんたちがいいと言ったから上がったずもんな、免除とれたずもんなと、こう言われるわけです。だから、本当にこれで谷藤市政がつぶれるというのであれば免除とっていいですが、これだけの額で大した額ではないのです。何とか10年間、最低でも今の免除なり半分減額について、こっちのほうでお願いをしなければならないだろうと。これも玉山区の場合、観光客も減っておりますし、すべて商工会もだめです、商店もだめですし、農業もこのとおりです。体育の利用料金まで、今まで楽しんだ分を上げてくれと言われたら、合併した成果についてまた合併協議会の委員の方々が怒られたり、旧村長が怒られたりするのです、大した額でないのに、何ぼになりますか、これで。ウン百万だけでしょう。市政がつぶれるわけではないので、何とか課長さん、これ持ち帰ってもう一回検討していただいて、出直しておいでになったらどうでしょう。議会で新料金が決まったら、その上でもいいのではないですか、もう諮問なかったと言いませんから。市議会で新料金が決まった後に、もう一回先ほど申し上げた理由その他をきちとされて、合併5年後にやるという約束事項だという理由ではない理由を持っていただいて、再度ご諮問をお願いしたいと、こう思います。

(福田会長) そのほか皆さんからももう少しご意見を賜りたいと思いますが、はい、では。

(右京副会長) いろいろ意見等も出ているわけでありまして、先ほどの説明によりまして玉山区内の社会教育団体、この社会教育団体に所属する部分の軽減が従来5割軽減だったのが通常になるという、その違いが発生するわけでありまして、先ほど説明で利用団体と2回ほどの懇談等を行ったと。その際にもいろんな要望もあったということですが、結論としてはまず理解をいただいたという当局の思い、その説明があったわけでありまして。

伺いたいのは、この利用団体、社会教育団体のどういう方々がどのくらいの規模でお集まりいただいて、そして説明して先ほどのような最終的には理解をいただいたというように思っておるといふ説明をいただいたわけでありまして、その辺の内容をもう少し詳しく説明してもらいたい。やはり地域住民が、今佐々木委員さんからも発言がありましたように地域の声というのができるだけ広く集約されていくことが大事であるなというようにつくづく思うものですから、その点を説明をしていただきたいというように思います。

(福田会長) お願いします。

(佐藤課長) いずれ社会教育団体さんには、その社会体育施設利用の場合にまず登録していた

だいておるわけですが、一応全部で41団体さん、いろいろなスポーツの競技団体さん、大人あるいは子供の団体さんとか、あとは保育園、中学校、そういったところ、いずれふだん減免をして施設を使っていたらいる団体さん、こういった団体さんに全部懇談会を開催するということで通知をいたしまして、そしてご出席いただいたということでございます。1回目が33名のご出席をいただきました。33名のうち利用団体さんが25名、それから2回目は30名のご出席のうち利用団体さんが21名というようなことでご出席いただいて懇談をしたところでございます。そうした中で冒頭にご説明したように、ある程度一定のご理解をいただいたというふうに私どもは認識したところでございます。

(福田会長) そのほかございませんか。

はい、どうぞ。

(岩崎委員) 先ほどの件に関連してなのですが、その2回の懇談を行って、こういうふうに判断をしたということは、その41団体に対しては通知はもうしたのですか、その方向性でいくというような。

(福田会長) はい、どうぞ。

(佐藤課長) 今回の会議の結果について……

(岩崎委員) 会議の結果でなく、会議にこういうふうにかけますというふうな通知はしてあるのですか。

(佐藤課長) 2回目の5月29日に開催した際に、本日地域協議会さんのほうで諮問するということはお話してございました。そうした中である団体さんから、いずれ今回はまず自分たちは仕方がないということで、そういうお話もあったということを協議会さんのほうに伝えて、その場で言ってほしいというご要望もございまして、冒頭にそういった内容もお話しさせていただいたところでございます。

(福田会長) よろしいですか、理解されましたか。

(岩崎委員) 理解はしてないけど、頭の中でちょっと整理がつかないので。

(福田会長) そのほか。

(佐々木委員) 41団体のうち25、21でしょう、半分の団体ですよ。それで集約しましたと、意見の集約をしたということにはならないので、次の再度ご諮問いただく前に41団体の皆さんに、すべてとは言いませんけれども、七、八割のご意見を集約した格好で我々とすれば諮問をしていただければよろしいなど。それも含めて何とか再検討できませんか。

(福田会長) どうでしょうか、これは。

(佐藤課長) 今回諮問ということでございますので、その答申を受けてという形になるのでしょうか。それとも、ちょっとその辺の進め方がどういう形で進むのか……。

(福田会長) まだ今それぞれ皆さんからご意見を賜っているわけでございまして、皆さんの意によって答申を申し上げるわけでございますので、まだ答申というその中身についての皆さんからのご意見は賜っておりませんので、もうちょっと議論していただかなければ我々の結論的なものは出てこないと思いますので。そのほかないでしょうか。
はい、どうぞ。

(駒井委員) 今までのお話をずっと聞いていて、やっぱり一番大事なのは使っている団体の方々が本当にどう思っているかというのが私らはわからないわけです。ご理解していただいたというお言葉ですけれども、理解なのかあきらめなのか、その辺のところを私らはわからないのです。どこまで内容がきちっと伝わって、その利用した団体さんたちに例えば新しい体系になれば1年間使えばどういうふうな影響が出てくるかということまできちんと判断して理解したのであれば、使う人たちが理解したのであれば私らもこれはやむを得ないと思うのですけれども、あきらめたのであればやっぱり私らの立場としてはもうちょっとやり方がないだろうか言わざるを得ないわけで。

佐々木さんと私ちょっと考え違うのですけれども、合併協議会で言ったことは否定しないでやっぱり尊重して私らは進めていかなければならないことだと思います。だから、やっぱり情勢が変わった、財政が変わってきたから、あれはちょっと違う、そのとおりでできないということになると、いろんな意味で弊害が出てくるので、あくまでもそれは前提として進めていかなければならないと思いますけれども、新料金体系を議会に諮ってやっていくのに対して別にどうということはないのですけれども、減免に関しての部分は、やはりもう少し利用団体の方々が本当にどう思っているかというのを私らが理解していないで、ここでいいですよと言うわけにはいかないうな気がします。だから、これに関してはお時間をいただいて、もっと詳しく丁寧に進めていったほうがいいと思います。私の意見です。

(福田会長) ありがとうございます。非常にこれは重要な案件なわけございまして、今皆さんからご意見をいただいておりますが、我々も判断してよしとする、可とすることで答申することによって、住民そのものもやっぱりそのことで決まったのかというようなことは、我々も地域の代表者としてこれはなかなか難しいことだと。ですから、その団体の方々と懇談会をもうちょっと煮詰めて、そして再度ご提案いただけないものではないでしょうか。その辺やっぱり我々もきょう出されました、5年たったからこの方向で進めたいということではなくして、我々も5年になればこうなりますよということで事前にそれを調査しておればよいわけですが、今これから見直しをかけますよということの中身で出されても地域の方々の声も一つも我々は聞いていないわけでございまして、その辺をもうちょっと懇談の場を持ちながらご提案をいただけないものかと、私もそう思っておるの

ですが、いかがでしょうか。

(佐藤課長) 2回ほど開催させていただいたわけですがけれども、いずれその中でいろいろな意見が出まして、今回どんな意見が出たというのをお話しはしてございませんでしたけれども、出された意見あるいは質問は、例えば玉山区内の中学校がクラブ活動で区内の施設を使えばただだけれども、では市内の中学校の場合はどうなのだと、減免はあるのかというようなご質問がありまして、これはございませんというようなことでお答えしましたし、社会教育団体が旧盛岡市内の施設を使った場合は減免があるのかという、そういったご質問がございました。これについてもございませんというような、そういうお答えをしております。

あと先ほど部活の免除、これを一応10年をめどに延長したいということで、では10年というその起点はいつなのだとということで、これは合併時から10年と、そういったご質問でございました。

それから、新しい好摩体育館の使用料、やっぱりその辺がどうなるのかということも減免にかかわってくるということで、どういう料金になるのだというようなご質問がございましたけれども、これはその時点ではあくまで市民の体育館の使用料は上回らない範囲で設定することを検討していると、そういったお話をさせていただきました。

それから、あと市民体で市民小学校とか好摩小学校がそれぞれ好摩とか市民の相撲場を使って練習しているのだけれども、それについては今回減免が解除とかになれば対応はどうなるのだということでしたが、これについては練習についてですが、これについてもいずれ学校教育の一環ということで、これは免除にいたしますというような、そんなお話をしております。

それから、サッカーなのですけれども、玉山区内の中学校では人口が減って1つの学校では人数が集まらなくてサッカーの部活ができないと、そういったことである団体さんがそういった中学生を集めてサッカーのチームをつくっていると。そういった団体さんは社会教育団体という形で登録して体育施設をご利用いただいているのですが、その団体さんについては今回減免が排除されるということになるわけなのですけれども、いわゆる部活の一環としてとらえ、そちらが免除が継続するのであれば自分たちも継続できないかと、そんなお話もいただきました。ただ、いずれこれにつきましては再三同じこととなりますけれども、そういう整合性とか公平性もございます。それと、あと盛岡市内の場合はスポーツ少年団とかございますが、そういった団体につきましては学校体育施設開放、いわゆる小中学校の校庭とかグラウンドを利用させていただく、そちらは無料でございます。夜間照明がある場合は夜間照明は電気代はいただきますけれども、いずれそういった無料の施設も有効に活用していただいて、幾らでも負担を軽減していただけないかと。

あとは、実際子供たちの場合は先ほど料金もちょっとごらんいただきましたけれども、一般に比べて半額になっていると、いずれ低額には抑えられているというようなことで、ご説明をいたしまして、まずそれ以上、何とか絶対に減免は続けてくれというようなご意見はございませんでした。

それとか、あと学校開放が今回この減免基準見直しによって玉山区は無料から有料になるのかというご質問がありましたけれども、学校開放はそのまま無料になりますとか、そ

ういったご意見がありましたし、あとこれは減免に直接関係ございませんけれども、市民運動公園の野球場ののり面がちょっと雑草が茂っていて、近所の方の農作業にちょっと支障があるので、その方が自分で草刈りをしていただくと、それを何とかしてくれということで、これにつきましてはその野球場を指定管理しております体育協会のほうで草刈りをするので、そんなことでお話もございました。

ほかにもいっぱいございますけれども、そういったいろいろな意見をいただきまして、それぞれお答えいたしまして、私どものほうはある程度一定のご理解はちょうだいしたのかなというふうに存じておったところでございます。

(福田会長) はい、どうぞ。

(駒井委員) ありがとうございます。まさに今のような説明をきちんとやっていけば、理解はしてもらえると考えるのです。合併して悪いことばかりではない、やっぱりいいこといっぱいあるのですよね。学校関係が例えば姫神ホール使って文化祭やれるようになったとか、いろんな合併していいことも少しずつふえているけれども、余りいいことは皆さんわからないで、不便になったことは常に頭に残っていくわけです。だから、やっぱり物事を進めるときにはいいものもいっぱい説明しながら、こっちのほうはちょっと不便になるけれども、我慢してくれないかというような形で進めていく。

だから、私が先ほどもお話ししたのは、利用している方々がご理解したのであれば、それは私はいいいと思うのです。あきらめたのであれば、もうちょっと考えてもらいたい。その部分をきちんとできれば私はいいいと思うのですけれども、何かいい方法はないでしょうか。

(福田会長) その辺をやっぱりですから、もう一度その団体さんと懇談会を持って、そういうのだということが理解されればいと思いますけれども、ただ単なるそういうことで報告を受けて判断するということになればなかなか難しいだろうということでございます。

なかなか難しいわけですが、若干休憩をしたいと思いますが、いかがでしょうか、委員の皆さん。

(「異議なし」の声)

(福田会長) 済みませんが、若干休憩して協議いたしますので、ひとつ。

(休憩) (17:00)

(再開) (17:15)

(福田会長) 大変お待たせをいたしました。会議を再開いたします。

ただいまご提案をいただいております諮問書につきましていろいろご意見も賜ったわけですが、それぞれここに至るまでには各種その団体、41団体との協議もなされ

たということをお聞きいたしておるわけですが、しかしながら1回、2回の会議等につきましても参集者が少ないわけですが、この懇談の場をさらに広げていただきまして、もっと全体的な団体からのご意見も徴したいと、そういう中身を踏まえて我々も協議をいたしたいと、こう思うわけですが、できればそういうことで再度各種団体との懇談会を持っていただきまして、ご意見を集約していただいたものを諮問案に反映させていただいて再度我々がこの中身を協議いたしたいと、そういうことで答申を申し上げたいと、こう思うわけですが、でき得ればそういう形をとっていただきまして再提案をお願いいたしたいと、こういうことで委員の皆さんとの協議の結果でございます。

我々も地域のスポーツ振興等についてもいろいろと考えておるわけですが、いずれやっぱり利用する方々がよしとする方向性を見出し、そしてそれぞれの方々がこの施設を利用することによってのその効果というものを十分に認識していただけることを期待するわけですが、その辺をご理解をいただきながら再度この団体の懇談会を、もうちょっと多くの方々のご意見をいただきながらよしとする方向性を見出していただき再提案をお願いいたしたいと、こう思いますので、ひとつよろしくをお願いいたします。どうぞ。

(佐藤課長) それでは、私ども改めて社会教育団体さんにできるだけ多くの方の出席をいただくような形を検討いたしまして、より多くの方に参加していただき意見をいただきまして、その意見を集約したものをもちまして改めて再提案させていただくということで進めさせていただきたいと存じます。

(福田会長) ひとつそういうふうに進めたいと思いますので、ご理解を賜りたいと思います。そういうことで、本日の諮問事項につきましては取り下げていただきまして、再度ご提案いただくことをお願いいたします。

それでは、皆さんにお諮りしますが、そういうことで今回の諮問事項につきましては取り下げをいただいて、再度ご提案いただくということでご理解を賜りたいと思いますので、よろしくをお願いいたします。ひとつよろしくお願ひします。

それでは、自主的審議事項に入ります。審議第2号委員提案事項につきまして、玉山区民の利便性向上とI G Rの利用拡大について、このことにつきましては総合事務所の萬事務長さんから説明を願ひます。

(萬事務長) それでは、ご報告させていただきます。

前のご提案いただきました内容につきまして、市の担当部局である交通政策課のほうから現況等について意見を伺いましたので、ご報告をさせていただきます。

まず、1つ目のご提言でございます。I G R駅周辺の同社所有地を低料金の駐車場とすることについてでございます。昨年無料駐車場ということで一たんご提言もいただきましたが、回答申し上げたところですが、今回の低額な料金の駐車場ということに関しまして以前と回答は同じ内容になりますが、駅周辺の民間駐車場を営業されている方々や、ふれあい広場を維持管理されている自治会さんとの調整が必要なことなどの課題がございま

して、市といたしましては現段階ではすぐに実施の方向性を示すことは難しいというふう
に考えておりますということでございます。

それから、2つ目の提言の玉山区列車でおでかけきっぷの利用方法の簡素化についてで
あります。この事業については、平成22年度、23年度の2年間の試行を経て今年度本格実
施に移行した事業でございます。試行期間については、事業主体であるI G Rとも協議を
重ねてまいりましたが、本人確認にはどうしても本人の写真や公的機関の証明書等の添付
が必要と判断したところでございます。なお、盛岡市内のバスを対象とした、まちなか・
おでかけパスの購入手続も同様の扱いとなっております。いずれ発行申込書についても住
所と名前と生年月日、電話番号を書いていただくだけでその場で購入証が発行されるとい
う手続を簡素化しているつもりでございますということでした。担当課としては来年度以
降もこの事業を継続したいと考えておりますことから、ご提言の内容を踏まえまして長期
的な課題としてI G Rとも協議しながら、より簡単な手続で多くの方からご利用いただけ
るような制度とするよう研究してまいりますということでした。以上が担当課である交通
政策課の見解として回答いただいた内容でございます。

以上、ご報告させていただきます。

(福田会長) 前回の協議会におきまして、市の担当から現状を伺うということで、さらにこの
ことを報告をいただいて皆さんからご協議を賜るといようなことにしておりましたので、
ただいまご報告を申し上げたわけでございますが、ひとつ皆さんからこの件につきまして
再度ご協議を賜りたいと思います。提案者もいろいろあったと思いますけれども、ひとつ。

(佐々木委員) ご苦労さまでございました。役所の答弁というのはこういうものなのです、よ
く勉強してください。前回も市有地でしたから、市有地はなかなか難しかったのですけれ
ども、I G R用地でもこういうご答弁でありますから、これで正解だと思えます。なので、
I G Rに直接協議会からご陳情申し上げたいという提案を申し上げます。

(福田会長) 協議会からI G Rに陳情したいということですか。ということはいかながなもので
しょうか。

(萬事務長) 当局としては何とお答えしたらいいかわかりませんが、そういう形でのこととい
うのはこれまでもある……要は市以外のところに要望されるという形はあったのでござい
ましようか。

(福田会長) はい、どうぞ。

(佐々木参事) 総務課長の佐々木でございますけれども、私のほうから答弁させていただきます。

この地域協議会につきましては、ご案内のとおり市の附属機関といえますか、諮問機関
となっております。市長から任命をされた皆様方が委員となりまして玉山区内のさまざま
な関係する事項についてそれぞれご意見を述べるというふうな会の趣旨となっております。

したがいまして、一般的なお話を申し上げますけれども、ルールの際にはそういった他団体への要望等については、市長のほうにそういったご要望を上げてほしいというような形で市を経由するような形をとられるのが一般的だというふうに思っております。

以上でございます。

(福田会長) ということでございますけれども、提案者の佐々木さん、今までも協議していただいたわけですが、市長のほうに意見書として提案を申し上げたらいかがでしょうか。意見書として、今までのを。

(佐々木委員) いずれ好摩駅もそうです。市の皆様方は調査していると思いますが、極端に減っているのだそうです、好摩駅も渋民駅も。ようやく3本の本数をふやしていただきました。このままだとまた減らさざるを得ないと、そういう状況ぐらい減っているのです、利用者が。そういうところで原因をいろいろ洗うと、500円ですよ、渋民駅の駐車場が。1日500円ですよ。青山が200円、好摩が200円、巢子はただ、当然かなうわけではないわけでありまして。したがって、市有地についてはいろいろと難しくて前回実験事業すらできなかった。今回はIGR用地ですから、IGR用地はIGRの運営、経営にすぐ携わるところです。そこで無料化なり200円にできないということは一切ないと私は思っております。

ですから、交通政策課だろうとは思いますが、古山さんは今度次長に、お偉くなったそうではありますが、彼の論理は去年からその論理ですから、そうなれば直接意見書を出すということ、だめではないかという今課長さんのお話でしたが、どこの条項にも書いていないのですよ、だめだって。あるならお示しをいただきます、どこにも書いていません。ですから、ましてや多額の出資をしているIGRですから、地域住民の利便性を上げるという我々の使命なのに、意見書ぐらいであれば私はいいいのではないかなと思いますので、今会長おっしゃるように意見書の提案で向こうの判断を仰ぐと、市がだめならしやうがないというふうに思います。

(福田会長) ずっと協議してきた中身でございますし、いつまでもこの先もやるということではなくして、やっぱり協議会としてのそういう意見書を出すということによって、まず市長の考えをいただくことになりますから、そういう方向で進めさせていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

はい、どうぞ。

(皆川委員) 駐車場のことをちょっと置いて、おでかけきっぷのことなのですが、手続を簡素化にと一生懸命言うのですけれども、あれより簡素化ってどうするのだろうと思うくらい簡単なのです。本当に簡単で、手続してから料金安くしていただくわけです。そして、こういうのがあるのですが、ここに本当に最後のほうにちっちゃく書いてあるのです。この事業は盛岡市の補助金を活用していますと。そして、駅の中には何も書いていないの。だから、みんなはこのおでかけきっぷの手続すると、汽車賃はIGRが安くしてくれているのだと思って乗っているのですよ。だから、これは市の事業ですとはっきりあそこに書いておけば、ああ、私たちもいろんな面で恩恵を受けているのだなとわかると思うのです。

不満ばかり言っていないで、市の交通政策課のほうでも頑張っているのだなということもやっぱり認めるような方向でいかないと、ちょっとまずいかなと思って。まず見てください、これこんな小さく書いているのだよ、見える。私が青線引いたの。それで、これ駅なんかには差額は市の補助事業ですよと書くのはまずいのですか。

(福田会長) はい、どうぞ。

(萬事務長) それは、まずいということはないと思います。ですから、今大変市としてもそういう意味ではPRしろというのは非常にありがたいご提言かと思っておりますので、ちょっと交通政策課のほうと話はしてみますが、既存のもうでき上がっている部分についてはお金かかったりしているかもしれませんけれども、その辺のPRのほうについてはちょっとお話をし、申し伝えたいと思います。

(福田会長) はい。

(佐々木委員) 今事務長の報告で簡素化についても来年以降もやるので、考えたいという答えだから、私は免許証か保険証で乗せてくれと言っているわけです。免許証か保険証でいいのではないのと。500円出して写真撮られなければならないのですよ、簡単だと言うけれども。写真張って500円取られるのですよ。それ簡素化といったらば、免許証だったら、さっと窓口で。ところが、役所は台帳を欲しいわけですよ、何のだれ兵衛が申請をして、何十人、何百人に出しているという実績欲しいからやっているだけの話。これ言いたくないけれども、免許証だけでやるのなら全然わからないでしょう、だれが乗っているか。役所とすれば困るのですよ、議会答弁ができないのです。

(皆川委員) 何か番号がついていて、その番号で何か利用したというようなことがなっていくようでしたよ。

(佐々木委員) 村山さんは150万で5回やりました、20回やりましたとちゃんと残っているのですよ。それを欲しいからやっているだけの話。使うほうは免許証でさっさと行ったら別にどうってことないでしょう、我々の身から見れば。役所サイドからいくと、それでは困るのです。

(皆川委員) でも、受益者負担ということもやっぱり受け入れていかないと、なし崩しになっていくのではないかなと思うのだけれども。

(佐々木委員) 皆川さんのようにぴんぴんと書ける人はいいよ、カメラ屋に行く人も。そうでもない人というのはいっぱいいるわけよ。

(皆川委員) でも、大抵のおばあちゃんたち持っていますよ。私と佐々木さんで言っていたって仕方ないのだけれども。

(佐々木委員) わかりました、まず了解。

(福田会長) お互いにIGRの利用率を高めるためのよい意見を出しているのだから、このことを主に意見書を作成して提出するということにしたいと思いますので、ひとつよろしくをお願いします。

(皆川委員) 差額は市の補助事業です。

(福田会長) それでは、委員の提案事項については市長に対して意見書を提出するということでご決定を賜ります。

6 その他

(福田会長) それでは、早速でございますが、その他に入ります。その他も5件ほどあるようでございますので、順次説明をお願いします。

(高橋課長) それでは、税務住民課でございます。済みません、先ほど私説明でやすらぎの丘、新火葬場でございますけれども、私ちょっと勘違いして誤りの説明いたしました。訂正のお話ししたいと思うのですけれども、やすらぎの丘ですけれども、今稼働はしている、焼き場は使っているのですけれども、駐車場を今整備しているということで、一応今までどおり無料ということで今仮稼働しているという状況です。それで、本稼働はいつからかということで、今の時点では10月1日ということでございますけれども、ちょっと震災の関係で工事がおくれぎみですというお話でした。

それで、料金ですけれども、今の予定では市民の方は10月1日から1万円と、それから13歳未満は7,000円。市民外はですけれども、5万円と3万5,000円の利用料金ということで、玉山区は旧市民と一緒に1万円と13歳以下は7,000円ということでございます。

それで、玉山のほうの浄霊苑ですか、そちらのほうは今までどおり無料で、玉山区以外の方は3万円、13歳未満の方は2万円ということですので、玉山区の方は岩手町のを使えばただですし、新しいやすらぎの丘を使えば1万円か、13歳以下では7,000円支払い、市民一緒に料金を払っていただくということになりますので、そこら辺はおわびして訂正させていただきたいと思います。済みませんでした。

それでは、その他ということで資料(その他)、ちょっと座って……資料(その他)①ということで、放射線量の測定結果等についてということでございます。地域協議会の委員の皆様は毎回新しい放射線、玉山区内のが出るたびに報告させていただいております。それで、今回アイソトープからも23年度分の資料が提出されましたので、そちらのほうを前回の資料とデータと一緒に提出させていただきました。平成24年3月21日の測定結果ということでございます。多少下がっているのかなということでございます。

それから、イでございますけれども、これは盛岡市の玉山区全域、盛岡市全域を10キロの碁盤の目に切りまして、その1カ所ずつ、玉山区は6地点でしたけれども、そちらのほ

うを継続的に測定してきたところでございます。その6地点を市の施設が一番いいだろうということで、市の施設6地点選ばれて10キロメッシュの中からはかってきたわけです。これは4月の測定結果ができましたので、ここにお示ししたものでございます。6地点の測定結果をお示ししたのをごらんいただきたいなと思います。

それから、2ページ目の下のほうのウでございませうけれども、ちょっとその10キロメッシュですか、10キロのあれでは足りない、もっと局地的に高いところがあるということでございましたので、市といたしましてはその後すべての市の施設、市民の方が訪れる施設に関してすべて測定いたしました。それで基準地点、玄関とか校庭であれば真ん中、そこから辺で50センチ、あるいは小学校であれば50センチ、普通のところであれば1メートルという基準地点を決めまして、そこで0.1を超える地点があった施設に関しましては継続的に測定していくということで、玉山区では20地点そういう箇所がありましたので、継続的に測定しております。その4月分の測定結果が出ましたので、その20地点の測定結果をつけ加えましてご呈示いたしましたものでございます。

それで、結果でございませうけれども、雪解け水のせいだとは思いますが、高くなったり低くなったりしている地点がございましたので、ちょっと理由はよくわからない、はっきりしたことは言えないのですけれども、多分雪解け水によって放射性セシウムが流されて行き着いたところが高くなっているし、流されたところは低くなっているのかなというふうなところかなと思っております。

ただ、その結果、3で今後の対策ということでございませうけれども、あくまでも国の基準ですけれども、除染作業の国の除染基準は1時間当たり1マイクロシーベルトでございますし、それから汚染状況重点調査地域というのがあります。盛岡市は指定されていないのですけれども、指定されているのは一戸とか一関とかあちらのほうなのですけれども、それでも0.23マイクロシーベルトという1時間当たりのそういう基準でございませう。それで、これは地上1メートルの基準でございませうので、それを大きく下回っていますので、空間の放射線量に関しましては市といたしましては玉山区に関しましてはですけれども、余り問題はないのではないのかなというふうに考えているところでございませう。

それから、今簡易放射線ということで、市民の方に1日単位で無料で貸し出しているのですけれども、玉山区で2台ほど貸し出し器械があります。こちらのほうで正確にはかったのはシンチレーションということで50万円くらいする器械ではかっているのですけれども、お貸ししているのは1台10万円くらいの簡易的なものでございませう。ちょっと高目に出る傾向があるみたいですが、お貸ししているのでご利用していただきたいなと。それで、ご利用していただいたときに測定結果もつけて出していただくことになっていましたけれども、今まで25件、測定結果を提出していただいておりますけれども、その結果では測定値、50センチ以上で皆さんに図っていただいたものでも0.1マイクロシーベルトを超えた地点はなかったということでございませうので、ご報告したいと思っております。

それで、前回ご呈示したときに高いところもあったはずなので、そちらのほうも提示したらどうだということでございましたので、次のページに参考資料ということで、玉山区の市の施設をはかったときのすべての資料を提示させていただきましたので、ご参考にごらんいただきたいなと思っております。

私のほうからは以上でございます。

(福田会長) ありがとうございます。続きまして、2番をお願いします。

(佐々木参事) 座ったままで失礼いたします。私のほうから4点ほどご報告を申し上げたいと思います。

まず、1点目でございますけれども、皆様方のお手元に資料(その他)②というのがあると思いますけれども、岩手山中演習場に係る住宅防音区域の指定に関する公告ということで、東北防衛局のほうから告示がなされております。これは、一般住宅の防音関係の補助事業が岩手山演習場の周辺の一般住宅にも適用になるというふうなことの公告でございます。区域といたしましては、八幡平市の一部、滝沢村の一部、そして盛岡市玉山区生出の一部というふうになってございます。次のページのほうに図面をつけております。黄色で囲んだ部分が防衛施設ということで、岩手山演習場の区域でございます。そして、その周りに赤い線で区切っていますのが今回告示となりました住宅防音の適用を受けることができる区域の設定となっております。

それから、次のページのほうに防音工事のあらましというのがございます。ページをめくっていただいて、目次をめくっていただきますと1のところ演習場周辺住宅防音工事とはというふうなことで解説が載っております。いずれにいたしましても、訓練等によって騒音の影響を受ける一般住宅について、こういった外壁の工事であるとか空調の工事であるとか、そういったものが今回適用を受けるというようなことになってございまして、原則的には100%補助というふうなことになってございます。

2のほうでございますけれども、手続的には区域に在住する希望者の方が直接仙台の東北防衛局のほうに申請をするようなスキームになってございます。いずれこの件につきましては、近々東北防衛局のほうで対象となる世帯のほうにご説明を申し上げるというような機会を設けるといふふうに聞いております。今のところ全体、八幡平、滝沢村を合わせまして200戸ほどの対象住宅があるというふうなことで、玉山区については約80戸というふうに情報としてお聞きをしているところでございます。6月、今月の末かもしくは7月ごろに詳しくは説明会を開催をして、皆様方に周知を図りたいということでございます。

それから、2点目でございますけれども、皆様方のところに資料(その他)③ということで、平成24年度の盛岡市玉山区地域協議会の視察研修案についてお示しをしております。今年度につきましては、長野県の松本市の梓川地域自治区ほか1自治区をただいま事務局としては考えているところでございまして、選定理由といたしましては記載のとおりでございますけれども、玉山村、盛岡市と同規模の編入合併によって自治区を設置をした地区であるというようなことから、この研修地を予定をしたものでございます。

4の時期につきましては、来月、7月の中旬、16日の週から1泊2日ということで調整をさせていただければというふうに考えてございます。視察研修については以上でございます。

それから、3点目でございますけれども、次期の地域協議会についてでございますけれども、7月の下旬ということで、先ほど会長さんともご相談しましたが、25日前後ということで調整をさせていただいて、皆様になるべく早くご通知を申し上げたいというふうに考えてございます。

それから、最後でございますけれども、皆様方のお手元に本日盛岡市総合計画についてのご配付を申し上げましたので、後ほどお目通しをいただければというふうに存じます。
以上、4点でございます。

(福田会長) ありがとうございます。今その他の項目で皆さんにご説明を申し上げたわけですが、何か確認をしたいというようなところがありましたらばお願いいたしたいと思えます。
はい、どうぞ。

(右京副会長) 1点だけ質問しますが、演習場周辺の住宅防音工事についてですけれども、新たに告示されたということですが、これは演習の内容がある程度変わる、これから説明あるようだけれども、その内容が変わるのか、ちょっとその状況、演習の音の出る状況などについて最近調査して、その結果こういうのが出てきたというような、何かしらの動きがあったかどうか、その辺だけちょっと教えてください。

(佐々木参事) お答えいたします。

今までは一般住宅の防音については飛行場を有する周辺の演習地が主に防音工事が施されてきたということでございますけれども、実弾射撃等によって非常に周辺の一般住宅についても騒音問題が顕著化してきているというふうなことから、かなり全国的にご要望の多かった事業だというふうに聞いております。その関係もございまして、防衛省のほうで対策を検討してきた結果、飛行場に限らず一般の岩手山演習場のような実弾射撃等が主なところについても今回防音調査を施して、やっぱり結果としてかなりの騒音の確認ができたということで区域設定をして一般住宅の防音も可能になったというようなことで、制度等の大きな改正はなくして、いずれそういった要望にこたえながら範囲の拡大をしたというふうなことで聞いております。

(福田会長) よろしいですか。はい、どうぞ。

(津志田委員) 放射線測定の結果についてですが、これはコミュニティセンターのことについてですけれども、測定が23年12月の測定のようなのですが、その後測定されなかったのでしょうか。私がちょっと問い合わせたときは、基準値以下だったということを高橋さんから私はお伺いしたのですけれども、ここで見ますとやっぱり地上5センチのところはちょっと高いのかなという思いがいたしておりますが、その後測定はなさっていらっしゃいませんか。

(福田会長) はい、どうぞ。

(高橋課長) 地上5センチではなくて、小学校は50センチ、それ以外のところは地上1メートル、その基準点で0.1を超えたところに関しては継続してということで、ウのところでも継続してやっているということで、そちらのほうを今回お示ししております。ここ高いという

ことで、後ろのほうで高いというところがあるのですけれども、これは人の来ないような雨どいの下とかそういう場所の、それも地上すれすれ、5センチと言っていますけれども、地上すれすれではかったような場所ですので、余り影響ないということで基準点を基準にして皆様に継続して測定してお示ししているということでございますので、ご理解のほうをいただきたいと思います。

(福田会長) はい、どうぞ。

(津志田委員) それでは、1回で終わるのでなくて、やっぱり何回となく測定をお願いして皆さんのほうにも結果をお知らせいただきたいと思いますので、どうぞよろしく願いいたします。

(福田会長) では、よろしく申し上げます。
そのほか。

(なし)

(福田会長) ないようですが、以上で終わりたいと思いますが、よろしいですか。

(「異議なし」の声)

(福田会長) では、閉会をお願いします。

7 閉 会

(萬事務長) それでは、福田会長さん、長時間にわたりまして大変ご苦労さまでございます。ありがとうございます。

以上をもちまして本日の第39回地域協議会を終了させていただきます。本当にありがとうございました。お疲れさまでした。

(17時51分)

会議録作成者

盛岡市役所玉山総合事務所 総務課

地域政策グループ

担当者 加藤

TEL683-2116 (内線 220)

FAX683-1130

E-mail tm.soumu@city.morioka.iwate.jp